

付録2 平成25年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成25年4月1日から26年3月31日までの間に係属した事件71件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成24年(調) 第1号事件	冷蔵庫等室外機による振動、低周波音による体調の不調(耳鳴り・胸の圧迫感)があるので、冷蔵庫等室外機を改善すること。	24. 10. 29			
2	山形県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人養豚事業場からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	19. 11. 30			
3	山形県 平成21年(調) 第1号事件	被申請人が営む養豚施設について、申請人ら居住地の町長と被申請人が平成13年に締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を被申請人は遵守せず、話し合いは決裂状態となっている。よって、被申請人は、①糞尿混合処理方式を当初計画していた糞尿分離処理方式に変えること、②内部立ち入り調査を認めること、③平成13年に被申請人が町長と締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を遵守すること。それができなければ、1年以内に現在地から施設を撤去すること。	21. 10. 19	25. 10. 16	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
4	茨城県 平成24年(調) 第2号事件	鉄工所から発生する騒音・振動により、健康上の被害を受けている。よって、鉄工所から発生する騒音・振動を防止すること。	24. 11. 26	25. 6. 6	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
5	茨城県 平成25年(調) 第1号事件	平日・夜間・日曜祝祭日を問わず被申請人事業場が発生させる騒音・振動等により、申請人は持続的に肉体的・精神的苦痛を受け続けている。よって、被申請人は、①すべての敷地境界において十分な防音防振措置を実際に講じるとともに、騒音・振動を生じさせないための十分な配慮をすること、②夜間・日曜祝祭日は操業を停止すること。	25. 12. 20			
6	栃木県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人A社は、自動車用バッテリー解体工場を営んでいるところ、そこから鉛及び硫酸含有汚水を工場敷地外に排出しており、再三の改善要請にも従わず、違法な排出を継続している。よって、①被申請人A社は、「水質汚濁防止法」に違反して、鉛及び硫酸含有汚水を工場敷地外へ排出していることを認め、今後の排出を停止すること、②被申請人B市は、被申請人A社の工場からの鉛及び硫酸含有汚水の排出を常時監視し、その結果を公表するとともに、工場敷地外に排出した場合は、今後の排出を停止する措置をとること。	25. 5. 9	25. 9. 2	調停をしない	調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でない判断し、調停をしないものとし、本件は終結した。
7	群馬県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人所有の店舗から発生するエアコン室外機及び冷凍機等の騒音により、申請人は、睡眠障害、頭痛、腹痛等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①可聴音30.3dbを常時超えぬよう防音対策を講じること、②この騒音問題に異議ある場合、夜間騒音ピーク時の騒音値を公正な方法で機械操作及び測定で被申請人自身で測定し、因果関係なしの証明をすること、③地域に密着し深夜営業も可としている以上、地域との問題については真摯に受け止め対応すること。	26. 2. 19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
8	埼玉県 平成24年(調) 第4号事件	申請人は、被申請人の荷さばき作業等の際に発生する騒音による精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人らは、①騒音について、等価騒音のみならず単発騒音についても環境基準値内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じること、②被申請人は、荷さばき作業時間を7時から21時までとすること、③上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人は、店舗を移転すること、④被申請人は、申請人らの住宅の前を搬出入車の方向転換に利用しないために必要な措置を講じること。	24. 8. 29	25. 8. 22	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
9	埼玉県 平成24年(調) 第5号事件	児童支援施設からの騒音苦痛の主因は子供達の飛び跳ねる足音・振動であり、これは前事務所使用時のOAフロアのまま何の防音対策も行わず、被申請人が継続使用した事に起因している。しかし、被申請人はこれを自分達の責任、問題(原因)と認めず、放置している。申請人は隣室の壁の防音工事(現2重壁に防音シート、12mmボードで3重化)を行い、被申請人に児童支援施設の床の防音対策を要請しているが拒否されている。この騒音により隣室の次の入居者に苦痛を強いる状態が続いており、これ以上放置できない。よって、①周囲の住居に不快音、振動(主に子どもたちの大声、飛び跳ねる足音)を発生させないよう、効果的な防音対策を講じること、②効果的な防音対策を講じるまでの間、児童を暴れさせないようにするとともに、多動癖のある生徒を外に連れ出す等の対策を講じること。	24. 9. 25	25. 5. 29	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
10	埼玉県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人事業場から来る悪臭のため、精神的苦痛を受け、日常生活に支障を来すほどの被害を受けている。よって、被申請人は、①金員を支払うこと、②事業場から発生する悪臭を低減すること、③上記措置を採らない場合は、平成25年1月より、毎月金員を支払うこと。	25. 1. 11	25. 10. 1	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
11	埼玉県 平成25年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人A社の工場が発する騒音、振動及び悪臭により精神的苦痛を受けており、通常の平穏な生活を送ることができない。よって、①被申請人らは、騒音・振動について規制基準内にとどまるよう、また、悪臭・粉じんを生じないよう対策を講じること、②被申請人A社は、本件工場の操業時間を午前8時から午後5時までとすること、③上記措置を執らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人A社は、本件工場を移転すること。	25. 8. 13			
12	埼玉県 平成25年(調) 第3号事件	申請人らは、倉庫やその敷地内から発生する騒音や光により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①本件倉庫敷地内から発生する騒音が規制値あるいは人体に影響を与えるとされている値を下回るようにするため、防音壁を設置するか、機器を移設する等の対策を講じること、②午後9時から午前8時30分までは、本件倉庫敷地内	25. 9. 25			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		において自動車のドアの開け閉め、エンジン音をたてること、荷物の積み下ろし作業を行わないこと。また、午前8時30分から午後9時までは、これらの騒音を可能な限り軽減するように配慮すること、③午後4時から午前8時までの時間帯については、本件倉庫敷地内におけるライトの光が申請人住居敷地内を照射しないよう、ライトの向きを変更又はこれを遮蔽する等の対策を講じること、④不法行為による損害賠償として、申請人各自に対し、金員を支払うこと。				
13	千葉県 平成23年(調) 第5号事件	被申請人工場は、元旦を含む365日、午前1時から午後11時30分ころまで工場の操業及び物品の搬出入を行っており、申請人らは、その作業に伴い発生する騒音等により精神的苦痛、健康被害を受けている。よって、被申請人は、①日曜日、国民の休日、年末年始5日間以上、夏季3日間以上、工場の操業及び物品の搬出入の禁止、②午後7時から午前7時までの間、工場の操業及び物品の搬出入の禁止、③工場施設の稼働及び操業に際し、騒音等の発生を禁止、④廃棄物の建屋外への放置禁止、⑤公道の汚染、私的利用、私有物の放置の禁止、⑥無断で申請人らの所有地への侵入、器物の放置、境界を越えての器物の設置禁止、⑦違法建築部分において工場施設の稼働及び操業の禁止、⑧損害賠償金を支払うこと。	23. 7. 6	25. 7. 12	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	千葉県 平成24年(調) 第3号事件	被申請人施設等の稼働に伴う騒音・振動により、精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、①慰謝料を支払うこと、②申請人が本申請書の申請日以降に騒音・振動対策(改築・新築を含む)を行った場合には、その金員を支払うこと、③騒音及び振動による被害に対し適切な対応を講じない場合、施設等の稼働を停止すること。	24. 9. 13	25. 6. 25	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
15	千葉県 平成25年(調) 第1号事件	深夜・早朝に、被申請人の従業員宿舎から発生する、車のドア開閉音やアイドリング音、宿舎のシャッター等の開閉音、従業員の話し声及び業務用換気扇の音により、申請人は、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、精神的・身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①申請人宅と従業員宿舎間における、車の出入り及び駐停車を禁止すること、②申請人宅に面する被申請人数地内に防音壁を設置すること、③損害賠償金を支払うこと。	25. 9. 27			
16	千葉県 平成25年(調) 第2号事件	申請人工場から六価クロムが漏洩し、周辺土壌を汚染したため、申請人が被申請人の土地と建物・設備を、それぞれ購入することで合意した。しかし、被申請人は合意を反故にし、賠償金として新たに建物等の新築費用や移転費用等を請求してきた。よって、申請人が被申請人に補償すべき金額は、当初合意のとおりであることを確認すること。	25. 12. 12			
17	東京都 平成24年(調) 第1号事件	被申請人の搬出入している倉庫から発生する騒音により、申請人及び一級障害者である家人ともに、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け疲労困ぱいしている。よっ	24. 3. 15			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		て、被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設設置するなどして、搬出入している倉庫から発生する騒音を低減すること。				
18	東京都 平成24年(調) 第3号事件	被申請人工場から粉じん、騒音、振動が発生しており、粉じんにより窓が開けられない、洗濯物や布団を外に干せないといった住環境に与える悪影響や、騒音、振動による精神的いら立ち、仕事への悪影響がある。よって、被申請人は、①当工場において、粉じんの飛散防止、騒音及び振動の低減のため屋根を設置し、出入口にドアを設置すること、②タイヤ洗浄ピット及び高水圧洗浄機等を設けて当工場から搬出する車両の車体、タイヤから泥やほこりを洗い落とし、当工場から外にこれらを持ち出さないこと、③当工場において廃材処理、重機・機械の稼働、車両の積み降ろし時には、その目的物に対し、粉じんの飛散防止のため十分な散水を行うこと、④当工場にある製品に対し、粉じんの飛散防止のためのシート掛け、散水等の処置をとること、⑤当工場に設置している重機、廃材処理機械を低騒音、低振動及び粉じんを出さないものに変更すること。騒音については、規制基準内に収まるよう当工場全体の設備に対して防音対策を講じること、⑥当工場の操業及び搬入・搬出車両からの積み降ろし作業について、午前8時から午後5時までを厳守すること、⑦公害防止対策委員会を設置し、公害基準を作成し、公害の有無を点検し、公害が出現しているときには直ちに改善すること、⑧公害防止協定にある事項を厳守し、その存在と内容を社員及び従業員に認識させること、⑨平成26年12月31日までに上記措置を実施しない場合は当工場の操業を停止すること。	24. 7. 20			
19	東京都 平成25年(調) 第1号事件	被申請人は4車線道路を建設中だが、①当該道路周辺地域は、現状で大気汚染とその被害が深刻であることから、新たな自動車交通量の増加は、大気汚染被害を増加・悪化させるおそれがある、②道路の騒音に関して、アセスに問題があり、また沿道地域は、新環境基準の適用と用途地域変更による一方的な基準緩和で居住環境・生活環境の悪化、非人間的な生活を強いられることとなる。よって、被申請人は、①事業者として建設中の当該道路を緊急車両及び自転車のみで供用すること、②上記①ができない場合は、供用に際して、当該道路4車線の外側各1車線を自転車専用レーンにして、交通量を抑制し、大気汚染と騒音を低減すること、③一部供用開始後、騒音、大気汚染の測定を実施し、公表すること。環境基準を超えた場合は、直ちに、速度制限と交通量を抑制するために車線規制を行うこと。	25. 4. 11			
20	東京都 平成25年(調) 第2号事件	申請人は、被申請人の隣地で工場を操業しているが、被申請人は、平成20年頃より、申請人に対し、騒音ないし低周波振動についての苦情を頻繁に申し出るようになった。申請人は、工場の敷地内部に防音壁や低周波防止材等を設置することにより、近隣地域への騒音	25. 4. 16			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		や低周波振動の発生を可能な限り除去しており、被申請人の隣家も含め、被申請人以外の近隣住人からはそうした苦情の申出は存在していない。ところが、被申請人からの上記の苦情申出がその後も続くことから、申請人としては、被申請人が主張するような騒音や低周波振動の存在を肯定するものではないものの、近隣住人との良好な関係を築くという意味でも、今般、更に、被申請人の所有地との境界付近に資材置き場及び防音壁の設置を検討している。ところが、被申請人は、申請人に対し、騒音ないし低周波振動に関する苦情を申し出るものの、申請人がその対策として、境界付近に防音壁や資材置き場を設置することを提案しても、かかる提案には難色を示し、明確な承諾の意思を表示することがなかった。よって、被申請人は、申請人と被申請人の所有地の境界部分に申請人が防音壁（資材置き場も含む）を設置することを承諾すること。				
21	東京都 平成25年(調) 第3号事件	申請人は数年前に被申請人の隣地に引っ越したが、当時は被申請人の建屋はリフォーム中のため営業しておらず、申請人が引っ越した後に、営業が再開された。営業が再開されて以降、夜間から早朝にわたって被申請人のトラックから発生する騒音等により、平穏な生活や就寝を妨げられている。よって、①夜間、休日にトラックのコンプレッサー駆動を停止すること、②トラックのアイドリングを停止すること、③肉体的精神的苦痛に対する慰謝料等として、金員を支払うこと。	25. 7. 19			
22	東京都 平成25年(調) 第4号事件	隣接する体育施設は剣道練習に使用されているが、床を踏み込む音、大きなかけ声等の騒音により、睡眠不足になり、仕事や健康に悪影響が生じている。よって、被申請人は、①二重サッシの設置などの防音対策を実施し、体育施設からの騒音を低減させること、②剣道練習に使用させる時間を火曜日は20時までとし、金曜日・土曜日・日曜日には約束外での使用をさせないこと、③騒音を放置せず、市の権限を行使し、体育室の利用について勧告、指導を行うこと、④剣道練習の際の床の踏み込み、叫び声をやめさせ、体育施設北側の使用を禁止するなど工夫・配慮すること、⑤上記措置をとれない場合は、他の施設へ練習場を変更すること。	25. 8. 9			
23	東京都 平成25年(調) 第5号事件 (平成25年(調)第1号事件への参加申立て)	東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。	25. 8. 28			
24	東京都 平成25年(調) 第6号事件	被申請人は、平成25年9月頃から鉄骨の組立作業を開始したが、平成25年11月頃からは、申請人住居の近傍で午後9時から午前1時の時間帯に同作業を行うようになった。申請人は現在、自宅療養中であり、同作業によって発生する騒音により、血圧上昇、動悸、睡眠	25. 11. 26			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		不足等の被害を受けている。よって、①深夜の作業時間は午後9時から午後11時までとし、土日、祝祭日の作業は行わないこと、②上記措置をとらない場合は、建築作業を休止するか、申請人に安全かつ健全な生活が確保できる場所を提供すること。				
25	東京都 平成25年(調) 第7号事件	被申請人工場では、業務用洗濯機、脱水機等の使用に伴う振動が朝7時台から作業時間内に断続的又は連続的に発生し、この振動により申請人の家屋が揺れるため、申請人は精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場設備からの振動に対して、実効ある低減措置をとること、②作業開始時間を守り、早朝7時台からの振動を伴う作業をしないこと。	25. 12. 25			
26	東京都 平成26年(調) 第1号事件	被申請人清掃事務所は、月曜日から土曜日まで、ごみ収集を行う清掃作業員の集合、解散場所に利用されている。清掃事務所の西側出入口付近で、午前7時半頃から出発、帰庁を繰り返す、清掃車が大きな騒音をたてて走行したり、事務所構内でアイドリングしたり、バックや曲がる際のサイン音を発生させる、清掃作業員が集合場所で大きな声で会話する、道路に出て大声で誘導するなどの騒音に悩まされ続け、窓を開けることも差し支えるといった生活侵害を受け、健康被害も生じかねない。また、清掃事務所では収集したゴミの一部を事務所構内で圧縮する作業を行っている。この圧縮作業をしている際に発生する騒音及び悪臭と、清掃車の大きなアイドリング音が申請人宅に届き悩まされている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと、②清掃事務所内におけるゴミ圧縮作業を中止すること、③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。	26. 1. 30			
27	神奈川県 平成23年(調) 第2号事件	①被申請人らが環境影響評価に用いたブルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②ブルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民の健康被害を招くおそれがある、③ブルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター(正規分布の標準偏差)は一様な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一様ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一様なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響については、空間を三次元の微小部分に分割して	23. 8. 31			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質（SPM）については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がブルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。				
28	神奈川県 平成23年(調) 第3号事件	本件事業の対象地を含む周辺地域は、オオタカの営巣に象徴される良好な自然環境が残されている生物多様性保全の観点からも極めて貴重な地域である。申請人ら住民の多くがこうした良好な住環境を享受すべく、この地に居を構えたが、本件事業の現行案では、工事中の騒音、振動、地盤沈下の発生のおそれが極めて高く、また、工事完成後は周辺地域の大气汚染が強く懸念されるものであり、実施されれば、こうした良好な住環境は根底から失われ、健康被害すらも大いに懸念される。本件事業によって住環境や健康に直接の影響を受ける申請人らとしては、本件事業がどうしても行われるというのであれば、せめて、住環境や健康への影響が少ない手段によることを求めるのは極めて当然のことである。申請人らが提示する代替案（①環状B号線（C橋）を下越えする、②本線は全線シールド工法とする、③D道路の東側に分岐合流点を移す）は、現行案と比べて住環境や周辺の自然環境への影響が少なく、また、事業者にとってもメリットがある内容であり、十分に採用に値するものとする。よって、被申請人らは、①A線建設計画における現行案を見直すこと、②申請人らが提案の代替案を採用すること、③①及び②を検討するため申請人らと真摯に協議すること。	23. 12. 2			
29	神奈川県 平成24年(調) 第2号事件	被申請人の工場から継続的に発生する騒音により平穏な日常生活を送る権利を侵害されており、精神的苦痛や健康的な被害を受けている。よって、被申請人は、①騒音について地元市の定める規制基準内にとどまるよう、防音壁の設置や騒音の少ない設備への刷新等、有効な防音対策を講じること、②作業時間を平日の午前9時から午後5時までとすること、③上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転すること。	24. 7. 30	26. 3. 6	調停成立	調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は防音対策に係る工事を行い、平成26年10月末日までに完成させる等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
30	神奈川県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が宅地造成工事を計画している土地は、平成22年に当時の所有者A市が土壌汚染の調査を行った際に、一部で基準を上回る鉛やヒ素が検出されていたが、A市は、土壌汚染は自然的要因と思われると主張し、調査も対策も不十分な状態で土地を売却、宅地造成工事を許可した。宅地造成工事に伴い、汚染土壌の露出、飛散、申請人らの所有地や地下水の汚染等により、申請人らは重大な健康被害や財産的損害を被るおそれがある。よって、被申請人は、①宅地造成工事を中止すること、②土壌汚染等の詳細調査を実施し、対策を講じること。	25. 7. 18			
31	神奈川県	被申請人は、毎年12月に、防音設備が整えら	25. 10. 29	26. 1. 14	調停打ち	調停委員会は、2回の調停

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	平成25年(調)第2号事件	れていないホールで、ロックコンサートを開催させている。平成22年までは、公演1回当たりの集客人数1万人以下、公演日数5日間だったが、平成23年から集客人数が拡大され、平成24年には1万8千人、公演日数も10日間に増やされた。公演では、重低音を発生させるスピーカー（ウーハー）を使用しているため、申請人宅では、窓を閉め切った状態でも、地雷が遠くで爆発しているような重低音の騒音に加え、部屋の窓ガラスが振動し続ける状態が生じており、申請人とその家族は、不快感等による生活妨害や、耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、①平成25年開催分から、公演1回当たりの集客人数を平成22年以前の1万人に戻すか、ウーハーを使用させないこと。②生活妨害と健康被害について申請人に謝罪すること。			り	期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
32	新潟県平成24年(調)第1号事件	申請人らは、メッキ工場からの振動などにより、安全で安心できる普通の日常生活を維持することが困難であり、健康維持や、精神的な苦痛が極限に達している。よって、被申請人は、①申請人らの自治会区域内で操業する同工場から出る騒音・振動・悪臭について防止対策を講ずること、②常時加熱しているメッキ釜の環境汚染防止対策を地域住民に説明すること、③工場内の操業時間を午前8時30分から午後5時30分とすること。	24. 2. 29	25. 12. 25	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、住民から自治会公害対策委員を通して工場内の状況確認に係る要請があった場合、状況を精査して安全が確認された上で、被申請人の了解及び案内の下、自治会公害対策委員のうち2～3名程度を対象に工場内の状況確認及び説明を行う。また、申請人側においては、状況確認等を行った者が住民にその内容を伝える、②申請人の自治会公害対策委員会と被申請人は、被申請人工場から発生している騒音、振動、悪臭等の防止に向け、両者が円満な解決に向けた協議を行う場を年1回設ける。なお、協議の開催回数については、当事者間の協議により増やすことができるものとする、③申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、被申請人が公害防止対策を実施する場合は、申請人に対して事前に説明の上、実施する、④被申請人は、申請人が求める要望等については、真摯に対応するよう努めることとし、特に、申請人が求める要望に対し、実施できない場合、被申請人は、速やかにその事由を上記②の協議の場において説明するよう努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						した。
33	新潟県 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、隣接する被申請人兩名宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音(低周波音を含む)により、不眠状態、耳鳴りに悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態である。よって、被申請人らは、申請人に対して、上記騒音を低減又は防音するために室外ユニットの設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。	26. 2. 25			
34	山梨県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が経営する木材加工場において発生する騒音、振動、粉じんにより、生活に支障が生じている。特に搬入した木材(丸太)を場内に落とす作業において生じる振動で自宅が揺れ、家にいられない状況である。よって、被申請人は、木材加工場における作業に関し、①騒音及び振動の値を規制基準以下にすること、②粉じんの発生を防止すること、③搬入された材木の一気に落としをしないこと、④作業時間を8時～17時とすること、⑤土日、祝日の作業はやめること。	25. 3. 27			
35	山梨県 平成25年(調) 第2号事件	被申請人が管理する学校では、土、日、祝日は朝9時から一日中、火、木は夕方から午後9時まで、野球のスポーツ少年団が大声を出して練習しており、その騒音で生活に支障が出ている。よって、被申請人が管理する学校のグラウンドを、スポーツ少年団の野球練習に貸し出すことをやめ、他の施設を利用させるようにすること。	25. 6. 27	25. 11. 15	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
36	山梨県 平成25年(調) 第3号事件	被申請人が経営する生花店が数年前に設置した大型冷蔵庫からの騒音や敷地内の作業音により、不快感を感じており、睡眠にも支障が出ている。よって、被申請人は事業所内の冷蔵庫のモーターや室外機による騒音及び敷地内の作業音について防音措置を講ずること。	25. 6. 27	25. 11. 19	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
37	長野県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が申請人住居の隣地で菓子製造工場の操業を開始して以降、工場のボイラー、クレーン、大型タンク、車両等から発生する騒音、低周波音等により、申請人は、不快感、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人の要求する工場騒音防止対策及び危険防止対策を、平成26年6月30日までに実施すること。	25. 6. 20	26. 3. 10	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、①被申請人は、エアコンの室外機の防音・減音対策を、平成26年5月31日までに実施する。加えて、給水ポンプについて防音対策を講ずる、②被申請人は、騒音規制法に基づく規制基準値を超える騒音を発生させないようにし、規制基準値未満であっても騒音の発生を抑えるよう努力する。特に夜間から早朝(概ね19時から翌朝8時)にかけては、騒音の発生を抑えるよう努力する、③申請人と被申請人は、今後円満な近隣関係を築くよう相互に努力する等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
38	長野県 平成25年(調)	被申請人が所有する犬の鳴き声により、騒音が発生している。よって、被申請人は、慰謝	25. 8. 27	25. 12. 3	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めた

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	第2号事件	料として、相当額の金員を支払うこと。				が、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
39	岐阜県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が各種配線基板の製造過程において発生させる悪臭により、申請人らは、頭痛、吐き気、めまいを起こしている。当該地域において住民の生活環境を保全し悪臭を防止するためには、悪臭防止法に規定する特定悪臭物質の種類ごとの濃度規制ではなく臭気指数により規制すべきである。よって、被申請人は、①被申請人工場と申請人が経営する会社との敷地境界線において、悪臭防止法第2条第2項で定める「臭気指数12」を超える悪臭を発生させないこと、②工場の敷地内に排出ガスを吸着、脱臭するのに適した吸着脱臭装置を設置すること。	25. 5. 20	25. 12. 9	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
40	愛知県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人らが平成23年7月及び平成24年1月に行った家屋解体工事による騒音・振動により、申請人らは精神的損害を受け、また、申請人ら宅に多数の不具合が生じた。よって、被申請人らは、申請人らに対し、金員を支払うこと。	25. 3. 13	25. 11. 19	調停打ち り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
41	滋賀県 平成24年(調) 第1号事件	カラオケ喫茶店から発生する騒音等により、幻聴がおきる程、精神的に悩まされている。よって、①午前6時から午前8時までは50dB以下、②午前8時から午後6時までは55dB以下、③午後6時から午後10時までは50dB以下、④午後10時から翌午前6時までは45dB以下の騒音となるよう改装すること。	24. 11. 2	25. 5. 28	調停打ち り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
42	滋賀県 平成25年(調) 第2号事件	被申請人は砂利類の採取・販売業、土木工事業を営んでいるが、被申請人が汚泥を不法投棄したことにより、土壤汚染及び悪臭により生活環境が害され、また、本件土地が使用できなくなった。よって、被申請人は、被害発生地域に不法投棄した被申請人の事業活動により排出した産業廃棄物たる砂利洗浄・選別後の汚泥約3万m ³ を搬出すること。	25. 7. 10			
43	滋賀県 平成25年(調) 第3号事件	平成25年3月に、申請人の所有地に隣接する採石場の事業者が変更された。当該採石場の新たな事業者は、廃棄物処理を主たる事業としていること、過去に汚染土壤を同社施設に搬入しようとしたものの地元住民の反対で計画が頓挫した経緯があること、当該採石場は既に掘り尽くされているにもかかわらずあえて取得したこと等に鑑みれば、当該採石場に産業廃棄物を投棄しようとしている疑いが濃厚である。そのような事態になれば、申請人所有地や周辺の河川等が汚染され、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある。よって、①当該採石場の事業者変更の届出を受理しないこと、②当該採石場において、新事業者による産業廃棄物の保管・処分・運搬等を行わないこと。	25. 11. 7			
44	京都府 平成24年(調) 第3号事件	申請人が取得した土地は、周辺農地が土壤汚染された際に被申請人らが汚染土壤を封じ込めたものであるが、申請人は事情を知らずに本件土地を取得した。よって、被申請人らは、本件土地に汚染土壤を封じ込めた際の工事の工法等を設計図書、竣工図面等により明	24. 5. 22	25. 10. 2	調停打ち り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		らかとし、汚染土壌を除去するか、本件土地を買い取ること。				
45	京都府 平成25年(調) 第1号事件	平成23年に被申請人が申請人宅前の市道に設置した消火栓の蓋が変形し、蓋の上を車両が通過する度に申請人宅に振動・騒音が伝わることにより、静穏な生活及び安眠の障害となっている。よって、被申請人は、車道に設置された消火栓を歩道又は他所へ移設すること。	25. 3. 19	25. 10. 17	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた が、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
46	京都府 平成25年(調) 第2号事件	平成19年頃から野球部等がグラウンド北東でバッティング練習等を行うことによる騒音が顕著になり、申請人の生活に支障が生じている。よって、①被申請人が運営する学校の野球部等の主なグラウンドの使用場所を北東から南西に移動し、グラウンド北東でのフリーバッティングは1日20分までとすること、②将来的には被申請人所有の郊外のグラウンドを使用すること。	25. 6. 11			
47	京都府 平成25年(調) 第3号事件	申請人宅前に被申請人の学校が建設され、同校の運動場から発生する騒音等に悩まされるようになったことから、被申請人に再三苦情を申し出たが、被申請人は具体的な対策等は一向に行わず現在に至っている。よって、被申請人は、被申請人の学校の運動場から発生する騒音と砂塵を減少させるために、防音・防砂壁等を設置すること。	25. 7. 9			
48	京都府 平成25年(調) 第4号事件	消防団が申請人宅前で行っている訓練等に伴う騒音のため、仕事や勉強の作業効率の低下、精神的ストレスを与えられ、睡眠不足等の被害を受けている。よって、①消防団の訓練場所を変更して、申請人宅周辺で訓練や街宣車活動、その他付随活動を行わないこと、②精神的な苦痛に対する損害賠償として金員を支払うこと。	25. 11. 12			
49	大阪府 平成6年(調) 第5号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。	6. 12. 22			
50	大阪府 平成22年(調) 第4号事件	被申請人らは、申請人宅の東側に被申請人Aが所有し、被申請人B社が管理する3階建て賃貸住宅を建設し、エアコン室外機を当該賃貸住宅に設置、稼働している。当該エアコン室外機から発生する騒音により、申請人は長期の睡眠障害を起し、精神的、肉体的苦痛等を生じている。よって、被申請人らは、連帯して、①賃貸住宅に設置したエアコン室外機12機をベランダから撤去すること、②申請人らに対して金員を支払うこと。	22. 12. 14			
51	大阪府 平成25年(調) 第1号事件	申請人が居住するマンションの階下に被申請人Aが転居した平成21年4月頃から、甚だしい生活騒音により著しい精神的苦痛を受け、持病が悪化するなどの健康被害を受けた。また、マンションの管理会社である被申請人B社も何ら対応しなかったため、申請人は転居せざるを得なくなった。よって、被申請人らは転居に伴う諸費用、精神的苦痛に対する損害賠償等として、金員を支払うこと。	25. 2. 5	25. 8. 7	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた が、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
52	大阪府	被申請人は、申請人A社の道路向かいにおい	25. 5. 16			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	平成25年(調)第2号事件	て木材チップを保管する事業活動を計画し、申請人A社と被申請人は木材チップの搬入について確認書を取り交わした。平成25年2月以降、木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、申請人A社では申請人らを含む従業員の半数に健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じるようになったため、申請人らは確認書に基づき被申請人に対策を取るよう通知書を送付したが、被申請人から要望に応じられない旨の回答があった。よって、被申請人は、①被害の生じた場所にかかる異臭及び粉じん被害について、これを直ちに除去すべく対策を講じること、②申請人らに対して、治療費、慰謝料等適切な額の損害賠償を行うこと、③申請人A社に対し、適切な額の業務補償を行うこと。				
53	大阪府 平成25年(調)第3号事件	被申請人が新しい機械を事業所の申請人住居側へ設置したところ、騒音・振動が激しくなり、作業時間も朝8時から午後9時までが常態になったことから、申請人住居の家具や建具が振動したり開きにくくなるなどの被害が生じ、また、申請人と家族は長時間の騒音・振動・悪臭により日常生活において精神的苦痛を受けるようになった。そのため、申請人は平成23年10月に、被申請人へ対策を要望したところ、被申請人は当該事業所に二重サッシを取り付けたが、それによる騒音・振動の軽減効果は見られなかった。よって、被申請人は、①騒音・振動について工場の外へ出ないよう防音壁等を設置する等の対策を講じること、②悪臭(油の臭い)対策として、換気扇の場所を移動すること、③作業時間を午前9時～午後5時までとすること、④上記措置をとらない場合は、1か月の猶予期間後、工場を移転すること。	25. 10. 24			
54	大阪府 平成26年(調)第1号事件	近隣の学校で増築工事が平成25年4月から始まったが、同年5月15日から18日にかけての作業中に長時間の振動が発生し、特に17日午後2時ごろに発生した振動により申請人の擁壁を含む住居等に重大な損傷が発生し、その後も家屋の被害が増大している。よって、申請人らの擁壁、住居、地下構造物等に発生した損傷の修復、原状回復をすること。	26. 1. 31			
55	兵庫県 平成23年(調)第2号事件	県立B高校吹奏楽部、音楽部及び学生のコーラス大会の練習で発せられる騒音により健康被害を受けている。よって、被申請人は申請人の生活が被申請人の発する騒音に悩まされないよう適切な措置をとること。	23. 8. 8			
56	兵庫県 平成24年(調)第1号事件	河川改修工事の振動等により申請人らの所有する土地周辺で地割れ、土の盛り上がり・陥没、家屋の歪みが生じたことにより、在宅中、勤務中ともに精神が安定できず体調不良の日々が続いている。よって、被申請人は、①河川改修工事によっておきた申請人自宅及び所有店舗周辺の地割れ等補正すること、②申請人自宅及び店舗の家屋補修すること、③被害発生後調停成立までに申請人が費やした費用の補償すること、④事後家屋調査をやり直すこと。	24. 4. 17			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
57	兵庫県 平成25年(調) 第1号事件	マンション建設時に大量の地下水を揚水したことにより地盤が沈下し、申請人住居の台所床下に陥没やつかの浮きが発生したため、今後地震等で倒壊するおそれがあり、生命を脅かされている。よって、被申請人は、台所床下の現状復旧にかかる費用を支払うこと。	25. 9. 27	26. 3. 25	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
58	奈良県 平成20年(リ) 第1号事件	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出	20. 9. 3			
59	和歌山県 平成25年(調) 第1号事件	本件土地は、昭和39年から産業廃棄物等の処分場として使用されていた。昭和40年代終わり頃から、本件土地の周辺から油分を多く含んだ水が申請人の田へ流入するようになり、作物が成長しなくなるという被害等が発生した。また、平成24年に、油分を含んだ水の分析調査を依頼したところ、環境基準値を超える鉛、ヒ素が検出されたが、何ら対策をとろうとせず、放置し続けている。よって、①市は、本件土地の所有者と管理会社に対して、土壤汚染状況調査を命じるとともに、本件土地を要措置区域として指定し、汚染の除去等の措置を指示すること、②本件土地の所有者と管理会社は、土壤汚染状況調査を実施し、汚染の除去等を行うこと、③申請人及びその家族に生じた健康被害、財産的損害、農作物被害、風評被害等の一切の被害について、相当額の補償をすること。	25. 2. 21	25. 10. 16	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
60	鳥取県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。よって、被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。	24. 7. 19			
61	島根県 平成23年(調) 第2号事件	被申請人は、所有する工場にドラムバナー、チップパー等の木材加工機械を備え付け、製材等の作業を行っている。当該木材加工機械から発生する騒音及び振動により、申請者及び申請者の従業員は、受忍限度を超える騒音被害を受けており、振動についても申請人所有の建物に亀裂が入る等の被害を受けている。よって、被申請人は、①申請人所有地と被申請人所有地との境界において、午前6時から午前8時までの間は60dB、午前8時から午後6時までの間は65dB、午後6時から午後9時までの間は60dB、午後9時から翌日午前6時までの間は50dBを超える騒音を発生させないこと、②申請人所有地と被申請人所有地との境界において、午前8時から午後7時までの間は65dB、午後7時から翌朝8時までの間は60dBを超える振動を発生させないこと、③調停費用は被申請人が負担すること。	23. 5. 23	25. 11. 21	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
62	島根県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人A社の産業廃棄物処分場は、過去の管理者が不法投棄した産業廃棄物により、汚染物質が容易に流出しうる状態が長期間にわたり継続していたこと等から、汚染物質が流出し、周辺環境を汚染するおそれがある。よ	25. 7. 24	26. 3. 24	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		って、被申請人らは、①ラムサール条約に基づく環境アセスメントを実施すること、②環境アセスメントが完了するまでの間、本件処分場の営業許可を与えないこと、また、本件処分場での処分業を中止すること、③申請人に対して、本件処分場の設置計画、過去に不法投棄された産業廃棄物の処分状況、周辺環境への影響等について説明すること、④上記③について申請人の承諾を得るまでの間、本件処分場での管理型産業廃棄物等の受け入れ、搬入、埋め立て等一切の処分業を中止すること、⑤本件処分場敷地内に不法投棄された産業廃棄物を適正に処理し、周辺環境への影響が生じないよう適切な処置を施すこと。				
63	広島県 平成24年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の工場から発生する騒音・粉じん等により肉体的・精神的ストレスを受けている。また、高周波等により耳鳴り、肉体的疲労・恐怖を受けている。よって、騒音を基準値内とし、高周波等の発生防止、粉じん等の飛散防止を行うこと。	24.10.3	25.11.26	打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
64	広島県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人所有の店舗から発生する騒音(低周波音を含む)により、健康被害が生じている。よって、騒音を発するエアコン室外機を撤去又は移動すること。	25.8.8	25.9.26	調停成立	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、平成25年10月18日以降、被申請人所有の店舗の北側入口付近に設置したエアコンの室外機を、一切使用しないことを確約する、②被申請人は、平成25年10月末日までに、前項の室外機から配電盤までの配線を撤去することとし、その費用は被申請人が負担する、③申請人及び被申請人は、本件について、本調停条項に定めるほか、何等の債権債務関係が存在しないことを、相互に確認する、④本件申請に要した費用は、各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
65	徳島県 平成26年(調) 第1号事件	河川改修工事の支障となる既設最終処分場に埋め立てられている廃棄物を撤去し、近接地に新設する処分場に再埋立する事業によって、不可避免的に粉じんやガスが生ずるほか、地下水位の変化や降水等により汚染水が流出するおそれがある等、申請人らに健康被害が生じる蓋然性が認められる。よって、被申請人は、①本件事業によって生じる公害被害を防止し、被害が発生した場合には工事方法を検討し直すことを目的として、常時本件事業を監視し、必要なモニタリングを行い、場合によっては工事の一時停止等を行うことができる機能を有する監視委員会を設置すること、②前記監視委員会の設置につき、申請人らと協議すること、③監視委員会が設置され	26.2.28			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		活動が可能になるまで、工事を停止すること。				
66	愛媛県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人工場から発生する騒音・低周波音により、よく眠れない、いらいらする、音が不快、身体への圧迫感や振動感等の肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①夕方17時から朝8時まで、工場の操業を停止すること、②申請人宅北側真下の屋外空調機2機に、騒音・低周波音を減少させる適切な対策をしたうえで、苦情が発生しない適切な設置場所に移動すること。	25. 9. 9			
67	高知県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が平成20年度から23年度に発注した道路工事により、家屋に損傷を受け、使用できなくなった。よって、被申請人は、申請人に対し、道路工事の違約金相当額及び慰謝料として違約金相当額の20%を支払うこと。	25. 9. 11	25. 12. 12	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
68	福岡県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が養豚場内において豚糞堆肥を製造し、その堆肥を申請人経営のアパートに隣接する畑へ投入しているため、申請人経営のアパートに強い悪臭が及んでいる。この結果、入居者から苦情が出るなど、申請人のアパート経営にも損害を及ぼしている。よって、被申請人は、①養豚場において、堆肥製造をしないこと、②畑に豚糞堆肥を散布しないこと、③養豚場の運営に関し、悪臭の低減に努めること。	25. 4. 16			
69	長崎県 平成25年(調) 第1号事件	平成24年1月に体育館が改築された結果、申請人宅に面した体育館の窓・ドアを全て開放した状態で、断続的に床より騒音が発生するようになり、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①体育館の使用に際し、床への衝撃による騒音の発生が予測される場合には、申請人宅に面した体育館の窓・ドア全てを遮閉した状態で利用すること、②①が不可能な場合は、市が所有する他の体育施設を利用すること、③①及び②が不可能な場合は、騒音発生原因の調査を行い、体育館改築工事以前のように、申請人宅の窓を全て開放した状態においても騒音による不快を感じる事のない生活環境となる改修工事をする事。	25. 3. 12	25. 8. 9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
70	熊本県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人Aが施工した污水管築造工事により、振動、騒音及び地盤沈下が発生。その結果、申請人の自宅が傾き、コンクリートや壁がひび割れたり、建具がゆがむ等の物的被害が生じた。この建物の傾き等を補正するためには、建物の基礎底部より下の支持地盤から補強する必要があり、その工事に少なくとも1,000万円程度かかる。また、強い振動や騒音、建物の傾き等により安全性に不安を感じるなど、精神的苦痛を受けたため、慰謝料は100万円を下らない。被申請人Bも工事発注者として、監督員を現場に派遣する等して、指導・監督することができたはずであり、その注文や指示に過失があったというべき。よって、被申請人らは、①損害賠償金を支払うこと、②今後工事を実施する場合、十分な振動対策、騒音対策、地盤沈下対策を講じること、③今後工事を実施する場合、被申請人B	24. 8. 30	25. 4. 22	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		は振動対策、騒音対策、地盤沈下対策が十分に講じられているか監督し、不十分な場合は工事を中止させること、④今後工事を実施する場合、工事に起因して申請人の居宅が損傷した場合はその補償を行うこと。				
71	沖縄県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人は、都市計画上の用途制限により本件工場が営業できない地域にもかかわらず営業を行い、コンプレッサーの騒音や強いシンナー臭を放出している。それにより、不眠・血圧上昇などの身体的・精神的損害が発生している。よって、被申請人は、①工場の営業を停止すること、②平成25年6月末日までに工場の建物を撤去すること、③慰謝料並びに建物撤去に至るまで毎日金員を支払うこと。	25. 6. 7			